

【別紙5 訪問サポートサービス利用規約 附則】

附則(平成19年4月1日)

(実施期日)

この利用規約は、平成19年4月1日から実施します。

附則(平成19年6月1日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定の実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

当社からセットアップサービスの提供を受けるための契約	当社から訪問サポートサービスの提供を受けるための契約
----------------------------	----------------------------

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成19年9月18日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成20年3月31日)

(実施期日)

この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。

附則(平成20年6月1日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定の実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

当社から訪問サポートサービスの提供を受けるための契約	当社からタイプ2に係る本サービスの提供を受けるための契約
----------------------------	------------------------------

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成20年10月1日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成20年12月1日)

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附則(平成21年7月1日)

(実施期日)

この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

附則(平成21年9月28日)

(実施期日)

この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

附則(平成21年11月1日)

(実施期日)

この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

附則(平成21年11月21日)

(実施期日)

この改正規定は、平成21年11月21日から実施します。

附則(平成22年6月15日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年6月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成22年6月30日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年6月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成22年8月19日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年8月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成23年11月18日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年11月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(適用内容)

3 平成23年11月18日から平成24年3月31日までの間にタイプ1に係るサービスの申込み(契約者回線の設置に係る工事と同時に提供するものであって、その申込みと同時に、当社が別に定める「リモートサポートサービス利用規約」に基づき提供する「リモートサポートサービス」(「リモートサポートサービス」といいます。以下同じとします。)及び「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する「携帯無線LAN対応ルータ装置(基本装置)」「光ポータブル」といいます。以下同じとします。)の申込があったものに限り、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年9月30日までに当社がその提供を行った場合は、別紙2に定めるメニュー料金のうち「光ポータブル Wi-Fi 設定」及び「Wi-Fi 設定」について、各課金単位の1台もしくは1セットに限り、規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

附則(平成23年12月9日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年12月9日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成23年11月18日の附則第3項(適用内容)中「別紙2に定めるメニュー料金のうち「光ポータブル Wi-Fi 設定」及び「Wi-Fi 設定」を「別紙2に定めるメニュー料金のうち「光ポータブル Wi-Fi 設定」、「Wi-Fi 設定」及び「光 i フレーム設定」(「光 i フレーム2」に係るものに限り、)に改めます。

附則(平成23年12月22日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年12月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成24年2月29日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(適用内容)

3 平成23年11月18日の附則第3項中「平成24年3月31日」を「平成24年5月31日」に「平成24年9月30日」を「平成24年11月30日」にそれぞれ改めます。

附則(平成24年5月30日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(適用内容)

3 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にタイプ1に係るサービスの申込み(契約者回線の設置に係る工事と同時に提供するものであって、その申込みと同時に、当社が別に定める「リモートサポートサービス利用規約」に基づき提供する「リモートサポートサービス」(「リモートサポートサービス」といいます。以下同じとします。)及び「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する「携帯無線LAN対応ルータ装置(基本装置)」「光ポータブル」といいます。以下同じとします。)の申込があったものに限り、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年2月28日以前に、当社が、契約者回線、リモートサポートサービス、及び光ポータブルの提供を開始した場合は、別紙2に定めるメニュー料金のうち「光ポータブル Wi-Fi 設定」、「Wi-Fi 設定」及び「光 i フレーム設定」(「光 i フレーム2」に係るものに限り、)について、各課金単位の1台もしくは1セットに限り、規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

附則(平成24年6月26日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第16条(料金並びにその支払義務及び支払方法)に係る改正規定を除きなお従前のとおりとします。

附則(平成24年8月31日)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(適用内容)

- 3 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にタイプ1に係るサービスの申込み(契約者回線の設置に係る工事と同時に提供するものであって、その申込みと同時に、当社が別に定める「リモートサポートサービス利用規約」に基づき提供する「リモートサポートサービス」(「リモートサポートサービス」といいます。以下同じとします。)及び「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する「携帯無線LAN対応ルータ装置(基本装置)」(「光ポータブル」といいます。以下同じとします。)の申込みがあったものに限ります。)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年7月31日以前に、当社が、契約者回線、リモートサポートサービス、及び光ポータブルの提供を開始した場合は、別紙2に定めるメニュー料金のうち「光ポータブル Wi-Fi 設定」、「Wi-Fi 設定」及び「光 i フレーム設定」(光 i フレーム2に係るものに限ります。)について、各課金単位の1台もしくは1セットに限り、規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

附則(平成25年1月31日)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(適用内容)

- 3 平成25年2月1日から平成25年4月30日までの間にタイプ1に係るサービスの申込み(契約者回線の設置に係る工事と同時に提供するものであって、その申込みと同時に、当社が別に定める「リモートサポートサービス利用規約」に基づき提供する「リモートサポートサービス」(「リモートサポートサービス」といいます。以下同じとします。)及び「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する「携帯無線LAN対応ルータ装置(基本装置)」(「光ポータブル」といいます。以下同じとします。)の申込みがあったものに限ります。)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年10月31日以前に、当社が、契約者回線、リモートサポートサービス、及び光ポータブルの提供を開始した場合は、別紙2に定めるメニュー料金のうち「光ポータブル Wi-Fi 設定」、「Wi-Fi 設定」及び「光 i フレーム設定」(光 i フレーム2に係るものに限ります。)について、各課金単位の1台もしくは1セットに限り、規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

附則(平成25年4月30日)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(適用内容)

- 3 平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間にタイプ1に係るサービスの申込み(契約者回線の設置に係る工事と同時に提供するものであって、その申込みと同時に、当社が別に定める「リモートサポートサービス利用規約」に基づき提供する「リモートサポートサービス」(「リモートサポートサービス」といいます。以下同じとします。)及び「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する「携帯無線LAN対応ルータ装置(基本装置)」(「光ポータブル」といいます。以下同じとします。)の申込みがあったものに限ります。)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成26年3月31日以前に、当社が、契約者回線、リモートサポートサービス、及び光ポータブルの提供を開始した場合は、別紙2に定めるメニュー料金のうち「光ポータブル Wi-Fi 設定」、「Wi-Fi 設定」及び「光 i フレーム設定」(光 i フレーム2に係るものに限ります。)について、各課金単位の1台もしくは1セットに限り、規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

附則(平成25年9月25日)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(適用内容)

- 3 平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間にタイプ1に係るサービ

スの申込み(契約者回線の設置に係る工事と同時に提供するものであって、その申込みと同時に、当社が別に定める「リモートサポートサービス利用規約」に基づき提供する「リモートサポートサービス」(「リモートサポートサービス」といいます。以下同じとします。))及び「音声利用IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する「第2種契約(メニュー1に係るものに限ります。))」(「ひかり電話」といいます。以下同じとします。))、又は「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する「携帯無線LAN対応ルータ装置(基本装置)」(「光ポータブル」といいます。以下同じとします。)の申込みがあったものに限ります。)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成26年7月31日以前に、当社が、契約者回線、リモートサポートサービス、及びひかり電話(又は光ポータブル)の提供を開始した場合は、別紙2に定めるメニュー料金のうち①「ルータ無線設定」及び「Wi-Fi 設定」、又は②「光ポータブル Wi-Fi 設定」、及び「Wi-Fi 設定」、いずれかの組み合わせについて、各課金単位の1台もしくは1セットに限り、規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

附則(平成25年10月15日)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年10月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成25年11月21日)

(実施期日)

- この改正規定は、平成25年11月21日から実施します。

附則(平成25年11月29日)

(実施期日)

- この改正規定は、平成25年12月2日から実施します。

附則(平成26年3月13日)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年3月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成26年3月17日)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成26年6月20日)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年6月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。